

提出された意見と市の考え方

【反映区分】 ①原案を修正するもの

②原案には反映できないもの

③既に原案に記載済みのもの

④その他

|   | 頁  | 提出された意見  | 市の考え方  | 反映区分 |
|---|----|--|--|------|
| 1 | 51 | 『課題1 障害に対する理解促進』において、「市民に対する障害への正しい情報提供や理解の促進～」とあるが、行政機関や団体の職員は必ずしも守山市民ではないので、市民だけでなく行政機関と団体を追記してほしい。        | 生活しやすい地域づくりのためには、住民・行政機関や団体の他、生活する地域全体の障害への正しい理解が必要です。住民のみならず広い意味で地域に関わる人が対象となることから「市民・関係団体等」に修正いたします。   | ①    |
| 2 | 58 | 『①障害の理解と認識を深める啓発事業の実施や支援』について、啓発事業が最も必要なのは障害者に関心（問題意識）のない方々であると思うことから、このような市民に届くような啓発事業を新たに計画してほしい。          | 多くの市民に障害の理解と認識を深めてもらうためには、日常生活の場での、ふれあいや交流の輪の広がりが重要です。ふれあいの機会を創出するほか、就労・教育・日常生活の場など、様々な機会を捉える中、障害に関する教育プログラムや啓発活動を推進してまいります。特に、障害の多様性や適切な対応等についての理解を深める機会の創出に努め、引き続き各種情報媒体を用いた情報提供を行ってまいります。 | ④    |
| 3 | 58 | 『④障害を理由とする差別の解消の推進』について「市自立支援協議会等への情報提供等、解消に向けて取り組む。」とあるが、情報提供先は市自立支援協議会だけでなく、障害者差別解消支援地域協議会に相当する機関とすべきでは？ 情 | 現在、障害を理由とする差別の解消に向けて、地域アドボケーター（相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護する役割をもつ）や、県の障害者差別解消に向けた情報交換会、湖南地域障害児・者サービス調整会議や市自立支援協議会に  | ①    |

|   | 頁  | 提出された意見   | 市の考え方  | 反映区分 |
|---|----|---|--|------|
|   |    | <p>報提供だけでなく協議することも明記すべき。</p>  | <p>においても差別事案の情報共有をはかり、協議をおこなっているところです。今後は、県との連携を強化し、差別事案の解決に向けての検討・協議をおこなう必要があると考えます。このことから下記のとおり追記いたします。「地域アドボケーター（相談内容を代弁することなどにより、障害者の権利を擁護する役割をもつ）や県障害者差別解消に向けた情報交換会、湖南地域障害児・者サービス調整会議や市自立支援協議会においても差別事案の情報共有をはかり、県と連携して差別事案の解決に向けての検討・協議を行ってまいります。」</p> |      |
| 4 | 59 | <p>『(2) 情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進』について、令和5年12月28日に公布された「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例」に触れてほしい。</p> | <p>令和5年12月28日に公布された「滋賀県手話をはじめとする障害の特性に応じた言語等による意思疎通等の促進に関する条例」は、手話をはじめ、実物・絵図の提示や意思伝達装置等の障害の特性に応じた言語その他の意思疎通手段による意思疎通ならびに情報の取得および利用の促進等について定められているものです。本市としましても、障害の特性に応じた意思疎通等を促進することは、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与するもの</p>                                  | ①    |

|   | 頁  | 提出された意見   | 市の考え方  | 反映区分 |
|---|----|---|--|------|
|   |    |   | <p>であると考えることから、この条例を踏まえ、障害の特性に応じた意思疎通等の促進に係る施策を総合的に推進する旨、同ページに追記します。</p>   |      |
| 5 | 59 | <p>『(2) 情報アクセス・コミュニケーション支援等の合理的配慮の推進』について、守山市でも手話言語条例を制定し、施策項目③～⑥と合わせ、ろう者にとっての情報保障と円滑な地域生活・社会生活への参加が促進されるような取り組みや市民を対象とした手話教室、さらに学校教育における手話活動等を通じた普及が必要である。</p>     | <p>障害者基本法第3条において、手話は言語であると明記されています。聴覚障害者にとっての情報保障と円滑な地域生活や社会参加が促進されるよう、手話の普及を進めると共に「手話言語条例」につきましては、調査・研究を行ってまいります。</p> <p>原案60頁に記載のとおり手話講座を引き続き開催し、今後実施回数の増加をはかってまいります。</p> <p>また、原案88頁に記載の「地域の障害のある人とのふれあい・交流活動」の中で手話に触れる機会を設けてまいります。</p> | ④    |
| 6 | 61 | <p>『①地域行事への参加』『合理的配慮』の周知・啓発を行い、祭りや運動会等の地域の行事に、障害のある人が参加しやすくなるよう支援を行う。」とあるが、障害者に対してどのように参加しやすくなっているのか、わかりやすく通知してほしい。例えば、“手話が必要な時は連絡してください”というようなwelcome感を出してほしい。</p> | <p>原案59頁に記載のとおり、合理的配慮の義務化についても広く周知し、市施策のみならず、地域全体に合理的配慮の重要性が根付くよう啓発に努めます。また、障害のある人が地域行事等への参加がしやすくなるよう、自治会等に対し、合理的配慮内容についてわかりやすく告知いただける方法の周知に努めます。</p>  | ③    |

|   | 頁  | 提出された意見  | 市の考え方  | 反映区分 |
|---|----|--|--|------|
| 7 | 62 | <p>『④障害者スポーツ活動の充実』において、障害者がスポーツ活動に気軽に参加できるよう、もっとアピールしてほしい。</p> <p>びわ湖マラソンやファミリーマラソン等の申し込み欄に開会式の手話通訳が必要ななどの記入欄を入れる等。</p>                                    | <p>原案 61 頁に記載のとおり、障害のある人同士や市民との交流、生涯学習やスポーツ活動の機会の提供、読書環境の整備等、障害の特性に応じた合理的配慮を図りながら、社会参加の機会の確保に努めます。具体的には、手話通訳等の合理的配慮の必要性の有無を記入欄に設ける、あるいは、参加募集のポスターに“手話が必要な時は連絡してください”等の記載をするなど、参加しやすい環境を整えると共にわかりやすい案内・広報に努めてまいります。</p> | ③    |
| 8 | 63 | <p>『③福祉ニーズを把握するための仕組みづくり』</p> <p>民生委員に避難行動要支援者名簿上の情報の提供をしたが、交流がまったくないのでいざという時にどう助けてくれるのか大きな不安がある。今の民生委員の顔や名前、手話の理解度などは全く知らない。民生委員はもっと障害者と交流する場を作ってほしい。</p> | <p>原案 63 頁に記載のとおり、相談先としての民生委員・児童委員等の一層の周知を図ってまいります。また、災害時の支援内容を取りまとめた個別支援計画を作成することで、災害時等の緊急時の支援についても体制を整えられるよう努めてまいります。</p>  | ③    |
| 9 | 70 | <p>『③自立支援協議会の開催』について、サービス調整会議では情報共有のみならず、連携し課題解決に当たることを明記してほしい。</p>  | <p>湖南地域障害児・者サービス調整会議（湖南地域の障害者福祉、医療、教育、雇用等に関係する者等で構成）では、湖南福祉圏域・県全体で検討する必要がある課題等の解決に向けた報告・検討を行い、連携して課題解決に取り組んでいますことから、</p>   | ①    |

|    | 頁  | 提出された意見   | 市の考え方   | 反映<br>区分 |
|----|----|---|---|----------|
|    |    |   | ご指摘のとおり、連携して課題解決に取り組む旨を明記いたします。   |          |
| 10 | 72 | 『(5) 保健・医療の充実』において、障害者が安心して医療を受けられるという施策を追加してほしい。                   | <p>原案 59 頁に記載のとおり、医療受診をはじめ、個々の特性に応じた情報提供は極めて重要であり、円滑な情報提供と柔軟なコミュニケーションがとれる環境が必要です。</p> <p>同行援護や通院等介助のサービス提供や手話通訳派遣・盲ろう通訳派遣・音訳・点訳等の支援事業の利用促進を図るとともに、特に、聴覚に障害がある人に対しては、必要に応じてタブレット端末等を利用した遠隔での手話通訳も実施する等、よりよいコミュニケーション支援事業を推進してまいります。</p> | ③        |
| 11 | 73 | 『⑥在宅訪問歯科保健事業の実施』について、歯科保健担当者との協議会では情報共有のみならず、連携し課題解決に当たることを明記してほしい。 | <p>障害のある人の口腔ケアの健康管理は、草津栗東守山野洲歯科医師会との連携のもと、湖南圏域全体で課題解決に取り組んでいくことが重要であることから、ご指摘のように課題や取組の現状について情報共有を行うと共に連携して課題解決に取り組んでいくことを明記いたします。</p>  | ①        |

|    | 頁  | 提出された意見   | 市の考え方   | 反映<br>区分 |
|----|----|---|---|----------|
| 12 | 81 | 『4 子どもの健やかな発達のために』について、小児保健医療センターを貴重な医療資源と捉え、基本目標4・5を達成するための具体的な取り組みとして、「県立小児保健医療センターとの連携」を挙げてほしい。  | 障害のある方が地域で生活するには、県立小児保健医療センターなどによる高度医療に加え、地域の医療機関によるリハビリ等、医療の提供が必要不可欠でありますことから、原案72頁に記載のとおり、専門的な医療の提供体制の整備や、関係機関等との連携を図ってまいりますことから原案のままいたします。 | ③        |
| 13 | 88 | 『④障害のある人への理解を促す教育の推進』について<br>教員にも障害者理解の啓発をしてほしい。障害をもたない子を一生懸命育てている障害者が多くいることを教員に認識してほしい。<br>学校は子どもの成長や学習状況を保護者にきちんと伝えることも重要であるため、学校が手話通訳派遣を依頼して対話する環境を準備すべき。その認識が必要である。 | 教員に対し「障害理解」の研修は実施していますが、児童・生徒の障害理解に特化した記載であったので、原案88頁③教育相談・教育研修の充実に「○教員に対し、障害のある保護者や地域の方への理解と対応の研修の充実に努める。」を追記いたします。                          | ①        |
| 14 | 89 | 『①個別支援の必要な重い障害のある児童・生徒への支援策のあり方の検討』について、医療的ケアが必要な児童・生徒は地域の学校で学ぶことも想定されることから、通学支援について明記してほしい。  | ご指摘のとおり、医療的ケアが必要な児童・生徒は地域の学校で学ぶことも想定されることから、支援体制の充実に引き続き県に要望すると共に地域の学校で学ぶ児童・生徒の通学支援についても調査・研究をしてまいります。  | ②        |

|    | 頁  | 提出された意見   | 市の考え方  | 反映区分 |
|----|----|---|--|------|
| 15 | 90 | 『②個別支援計画に基づく障害のある児童保育の推進』について、項目名を「障害のある児童・生徒への個別支援計画に基づく保育・教育」とし、学校教育課、発達支援課も担当課に含めてほしい。   | 強度行動障害等個別支援の必要な児童・生徒の支援は、実態に応じた個別支援計画に基づく適切な保育・教育が重要であると考えます。このことから、保育だけに限らず、担当課に学校教育課・発達支援課を含めることとし、次のとおり修正します。<br>【施策項目】 ②個別支援計画を活用した適切な支援の推進<br>【取組】障害のある児童・生徒の実態に応じた個別支援計画を作成し、計画に基づき、障害のある児童・生徒の保育、教育を推進する。 | ①    |
| 16 | 95 | 『①ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進』と施策が挙げられているが、新庁舎におけるユニバーサルデザインは不十分だと思う。<br>例：市議会場の議長席にスロープがない、市議会場に手話通訳者が立てる空間がない、聴覚障害者はエレベーターに閉じ込められた時の通話手段がない等<br>まずは新庁舎がユニバーサルデザインの手本を示すべきである。 | 新庁舎につきましては、障害のある方にユニバーサルデザインチェックを実施いただくなどバリアフリー化を図ってまいりました。加えて、職員が来庁いただく方に寄り添う中で、一層利用しやすい庁舎となるよう努めてまいります。  | ④    |
| 17 | 95 | 『①ユニバーサルデザインを踏まえた公共施設等の整備促進』について、「「こころのユニバーサルデザイン」を広く進めていく必要がある。」と課題認識を述べているが、取組内容としてほしい。   | 原案95頁の「こころのユニバーサルデザイン」は、相手の立場に立った思いやりのある行動です。誰もが暮らしやすい社会をめざしていくため「こころのユニバーサルデザイン」を広く進めていく。」とします。   | ①    |

|    | 頁  | 提出された意見  | 市の考え方  | 反映区分 |
|----|----|--|--|------|
| 18 | 97 | 『①防災・防犯・感染症対策に対する意識の普及促進』について、能登半島地震の教訓を踏まえ、在宅避難者も想定に入れた防災計画の見直しをしてほしい。      | 昨今の災害の状況下では 福祉避難所等への避難もままならない状況など 多くの課題が浮き彫りになりました。その現状をふまえ、課題を含めて検証し、防災計画を見直す必要があることから、原案 96 頁に以下を追記いたします。<br>「また、国内の災害の現状をふまえ、課題を含めて検証し、防災計画に取り入れ見直しをはかってまいります。」 | ①    |
| 19 | 97 | 『①防災・防犯・感染症対策に対する意識の普及促進』について、「防災と保健・福祉の連携促進モデル」を導入し、個別避難計画の策定を促進してほしい。      | 原案 96 頁に記載の本市の個別避難計画は「防災と保健・福祉の連携促進モデル（滋賀モデル）」や先進地事例を参考に策定を進めていくものです。  | ③    |
| 20 | 97 | 『①防災・防犯・感染症対策に対する意識の普及促進』について、事業所の閉所等の場合は、情報共有のみでは途切れることから、連携し支える体制を構築してほしい。 | 原案 97 頁 ①防災・防犯・感染症対策に対する意識の普及促進に記載のとおり、感染症等の流行による事業所の閉所等によって、障害のある人への支援が途切れることのないように、県担当課や草津保健所、事業所等と情報共有等、連携を図り、感染症拡大等を想定した緊急時の対応の構築等を行ってまいります。                   | ③    |
| 21 | 99 | 『①移動手段の拡充』について、「もーりーカー」の予約は電話のみなので、聴覚障害者にも対応した支援を実施してほしい。支援の依頼をもっと便利にしてほしい。  | もーりーカーは聴覚障害者の方にもご利用いただけるよう FAX での利用予約が可能です。利用につきましては、今後さらに周知に努めてまいります。   | ④    |

|    | 頁   | 提出された意見  | 市の考え方  | 反映区分 |
|----|-----|--|--|------|
| 22 | 103 | 『(2) 福祉人材の確保・育成』について、福祉行政に関わる相談員（保健師・社会福祉士）やカウンセラー（臨床心理士・スクールカウンセラー）の適正な人員（人数）配置を図ってほしい。                                 | 本市で福祉行政に関わる職員は、保健師・社会福祉士・精神保健福祉士の他、臨床心理士等の専門職を含み配置しております。福祉に関する相談が増加・多様化するなかで、適正な人員配置ができるよう努めてまいります。                       | ④    |
| 23 | 105 | 『(5) 入所等から地域生活への移行を望む人への、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備』について、「地域生活における支援」とあるが、「地域生活を安定的に継続、維持するための生活支援や就労支援」としてほしい。 | ここでの「地域生活における支援」は、原案 111 頁に記載のとおり、地域生活移行に向けての住居の確保や障害福祉サービスの体験利用をはじめ、移行後も安定した地域生活を継続・維持できる様々な支援を指しております。このことから原案のままとします。   | ②    |
| 24 | 109 | 『(3) 日中活動系サービス』の『② 見込量確保の方策および今後の方向性』について、「就労選択支援」はニーズに応じ必要量が提供できるよう、事業開始までに体制を整備しておいてほしい。                               | 原案 109 頁に記載のとおり、令和 7 年 10 月から開始予定の「就労選択支援」では、障害のある人の希望や能力・適性に応じた就労先の選択に対する支援（就労アセスメント）を行うとともに、ニーズに応じたサービスの提供体制整備に努めてまいります。 | ③    |
| 25 | 110 | 『(5) 居住系サービス』の『② 見込量確保の方策および今後の方向性』について、「地域生活における支援を充実させるとともに、施設入所者の地域への移行を図ります。」とあるが、「施設入所者の地域                          | 原案 122 頁に記載のとおり、国の基本指針を用いた場合、本市の「施設入所者数」の令和 8 年度目標値は 33 人となります（令和 4 年度末 37 人）。しかしながら、地域のニーズを踏まえた施                          | ①    |

|    | 頁   | 提出された意見   | 市の考え方  | 反映<br>区分 |
|----|-----|---|--|----------|
|    |     | 移行も1名見込んだ上での見込量としています。」と見込量の考え方を示してほしい。   | 設入所希望者の状況を考えますと、施設入所者の地域生活への移行者1人を見込んだとしても、新たな入所者3人を見込みますことから、差引2人増の37人を目標値とします。国の基本指針には合致しませんが、地域のニーズを踏まえた市の独自性をもった目標値としました。このことについて原案110頁では「施設入所者数は地域のニーズを踏まえ微増としていますが、入所施設からの地域移行者数1名も見込んだ上での見込量としています。」と修正します。 |          |
| 26 | 119 | 『(5) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置』の『② 見込量確保の方策および今後の方向性』について、「市および圏域においてコーディネーターの担う役割や関連機関間の連携方法等を明確にしたうえで、令和8年度までの確保をめざして検討を進めます。」とあるが、「小児医療体制の充実した守山市の特性から先行して市単独でコーディネーターを確保し、令和8年度までに市および圏域においてコーディネーターの担う役割や関連機関間の連携方法等の検討を進めます」としてほしい。 | 原案119頁に記載のとおり、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置については、医療的ケア児等が安心して地域生活を送るためによりよいコーディネートが行えるよう事業のあり方や配置方法等の検討をおこなっています。また、滋賀県重症心身障害児者・医療的ケア児等支援センター「こあゆ」をはじめとする関係機関との効果的な連携を図ってまいります。                                | ③        |

|    | 頁   | 提出された意見   | 市の考え方  | 反映区分 |
|----|-----|---|--|------|
| 27 | 120 | 『(2) 共同生活援助』について、重症心身障害児者のグループホームは市内にないことから、施設整備補助だけでなく、用地の斡旋や運営費の補助拡充等に取り組み、令和8年度までに整備してほしい。 | 共同生活援助については、令和8年度までに市内で3か所の施設整備を見込んでおります。特に強度行動障害・重症心身障害者等の重い障害がある人の受け入れが可能なグループホームの整備が進むよう、必要な場合には市有地について紹介を行うなど、事業者に寄り添った支援を検討してまいります。   | ④    |
| 28 | 122 | 『(1) 施設入所者の地域生活への移行』について、目標設定の考え方としては、少なくとも前期同様「-1.6%以上削減」に据え置いてほしい。                          | 原案 122 頁に記載しております目標設定の考え方について、国の基本指針を踏まえた目標設定としておりましたが下記のとおり修正いたします。<br>施設入所者の地域生活への移行者数に関する目標設定の考え方については「地域移行支援を踏まえ設定」とし、施設入所者数に関する目標設定の考え方については「地域ニーズを踏まえ設定」とします。<br>施設入所者数の国の基本指針は、令和4年度末の5%以上削減となっておりますが、本市では施設入所の需要等を踏まえ、2名増としています。 | ①    |
| 29 | 124 | 『(3) 地域生活支援の充実』について、令和8年度目標値である「整備」と「1回以上の検証」を「1回以上の検証と不足機能の構築を検討」としてほしい。                     | 原案 124 頁に記載のとおり、地域生活支援拠点については、今後、5つの機能（相談機能、緊急時の受け入れ・対応機能、体験の機会・場の提供機能、専門的人材の確保・養成機能、地域の体制   | ③    |

|    | 頁   | 提出された意見   | 市の考え方   | 反映<br>区分 |
|----|-----|---|---|----------|
|    |     |   | づくり機能)を整備していく中、まずは、相談機能、緊急時の受け入れ・対応機能の2つの機能の整備を目指し、不足します機能については、順次、湖南4市での協議等を踏まえ計画的に整備を進め、効果的な支援体制の構築を図ってまいります。   |          |
| 30 | 126 | 『(6) 障害児支援の提供体制の整備等』について、「地域社会への参加をより一層の推進を図ります。」とあるが、保育所等訪問支援で地域社会全般への参加が推進できるわけではないことから、「保育所等でのインクルージョンの一層の推進」としてほしい。 | ご指摘の表現がより適切と思われますので、原案 126 頁を下記のとおり修正いたします。<br>「保育所等でのインクルージョンの一層の推進を図ります。」   | ①        |
| 31 | 127 | 『(7) 相談支援体制の充実・強化等』について、国の基本指針に基づき「協議会（各圏域・市町村におけるサービス調整会議等）における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発、改善等」の数値目標を設定してほしい。               | 原案 127 頁に記載しております国の基本指針である協議会（本市では市障害者自立支援協議会）における「個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等」の数値目標については、その基礎となる地域の相談支援の強化を数値目標として掲げております。地域の相談機関との連携強化の取組により、個別事例の検討から地域のサービス基盤の開発・改善等に繋がっていく事を目的としています。 | ③        |

|    | 頁   | 提出された意見  | 市の考え方  | 反映区分 |
|----|-----|--|--|------|
| 32 | 128 | 『(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築』について、「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有」の共有の有無および体制名称を記述してほしい。 | 既に障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を活用し事業所や関係自治体等と共有する体制はあり、その実施回数については、令和4年度の実績値を上回る28回として目標値を設定しています。このことから、原案128頁の目標設定の考え方を下記のとおり修正いたします。<br>「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析し、その結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有する回数」 | ①    |
| 33 | 129 | 本プランの施策は周知するための啓蒙活動が多いため、啓もう活動がわかるようなKPIを作って数値的に公表してほしい。                                     | 原案57頁からの第4章「基本目標ごとの施策の方針と具体的な対応策」において基本目標ごとのKPIを設定し掲げております。<br>新プラン策定にあたり設定しました基本目標ごとのKPIにつきましては公表し、広く施策を周知するなか、経年的に業務の進捗状況を把握してまいります。   | ③    |
| 34 | —   | 「事業所任せ」「保健所任せ」「地域任せ」「本人任せ」になってしまいそうなプランで怖い。  | 障害のある人が地域で自分らしい生活が送れるよう、適切な保健・福祉・医療・療育・教育等の各サービスの利用につなげていくための連携体制の構築、地域共生社会の実現に資する体制づくりに努めてまいります。  | ④    |

|    | 頁 | 提出された意見  | 市の考え方  | 反映区分 |
|----|---|--|--|------|
| 35 | — | <p>重度の身体障害者や難病患者は役に立たないのか？地域とかかわることも気分転換も自立することも守山市はあまり望ましいとおもわれていないのではないのではないかと感じてしまうプランだった。</p>  | <p>「真の共生社会をめざして」というプランの基本理念のもと、すべての人が障害の有無によって分け隔てられることなく共に支え合う社会の実現を目指す中、障害福祉サービスの重度訪問介護をはじめ、原案 40 頁に記載しております「移動支援事業」等、障害のある人の社会生活上必要不可欠な外出や余暇支援活動等の外出支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促進してまいります。</p> | ④    |
| 36 | — | <p>サービス内容別に冊子を作る。<br/>「事業所の特徴」や「利用者に伝えたいこと」、写真等も使って、大きな文字で、可能なら点字も一緒にして、見てもハッピーな気分になれるレイアウトで作成<br/>更新は、障害福祉課に異動してきた職員が事業所に直接伺って確認しに行く。(行ったことのない世界をそっと見学させていただく＝新人研修込みで！)</p> | <p>サービス内容別の冊子については、湖南圏域の通所事業所一覧を窓口設置し情報提供をしていますが、居宅介護事業所等の冊子についてはニーズ等も含めたなか、今後検討していきます。</p>  | ④    |
| 37 | — | <p>相談支援体制は、急務と言える。</p>   | <p>原案 70 頁に記載のとおり、相談内容の多様化・複雑化、相談件数の増加が進む中、専門的な知識と経験をもつ相談員を基幹相談支援センターに配置し、専門的な課題に対応した相談支援を行えるよう努めます。</p>   | ③    |

|    | 頁 | 提出された意見                           | 市の考え方  | 反映<br>区分 |
|----|---|-----------------------------------|--|----------|
| 38 | — | 本当に難しいケースもあると思いますが「放置だけは絶対にしないで！」 | 困難ケースについては、基幹相談支援センターでの相談の他、原案 70 頁に記載のとおり、総合的な支援（重層的支援）を推進し、生活支援相談課や地域包括支援センター等、関係部局と連携し、支援体制の充実をはかってまいります。 | ④        |